

大口町告示第53号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和4年4月16日から本町建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和4年4月15日

大口町長 鈴木雅博

1 供用及び処理開始年月日

令和4年5月1日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町高橋二丁目、御供所三丁目、豊田三丁目の各一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口左岸1号幹線
起点	大口町豊田三丁目地内
終点	大口町二ツ屋二丁目地内
摘要	五条川左岸流域下水道大口幹線に接続

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

別添のとおり

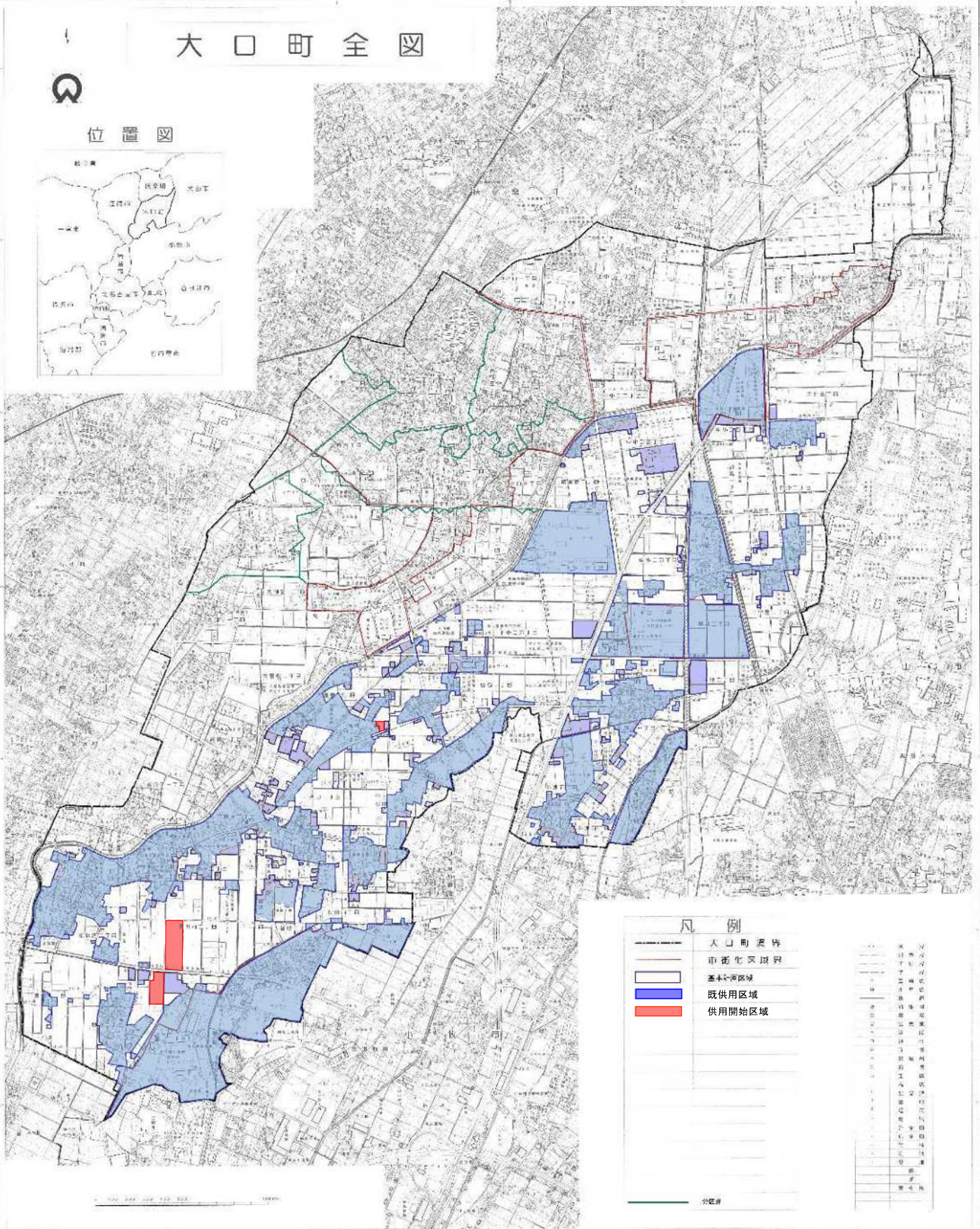
区域图

1:20,000地形图

大口町全图



位置图



凡例

- 人口制限线
- 市街化区域界
- 基本計画区域
- 既供用区域
- 供用開始区域

1	第一種市街化区域
2	第二種市街化区域
3	第三種市街化区域
4	第四種市街化区域
5	第五種市街化区域
6	第六種市街化区域
7	第七種市街化区域
8	第八種市街化区域
9	第九種市街化区域
10	第十種市街化区域
11	第十一種市街化区域
12	第十二種市街化区域
13	第十三種市街化区域
14	第十四種市街化区域
15	第十五種市街化区域
16	第十六種市街化区域
17	第十七種市街化区域
18	第十八種市街化区域
19	第十九種市街化区域
20	第二十種市街化区域

本図は、昭和三十一年四月一日現在のものである。市街化区域の境界線は、昭和三十一年四月一日現在のものである。人口制限線の境界線は、昭和三十一年四月一日現在のものである。基本計画区域の境界線は、昭和三十一年四月一日現在のものである。既供用区域の境界線は、昭和三十一年四月一日現在のものである。供用開始区域の境界線は、昭和三十一年四月一日現在のものである。

昭和三十一年四月一日現在のものである。

製図者：大塚製図所
 測量者：大塚製図所
 縮尺：1:20,000